

衆議院予算委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月25日（金）、第6回の委員会が開かれました。

1 令和4年度一般会計補正予算（第2号）

令和4年度特別会計補正予算（特第2号）

- ・岸田内閣総理大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、加藤厚生労働大臣、野村農林水産大臣、西村経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、浜田防衛大臣、河野国務大臣、秋葉国務大臣、後藤田国務大臣及び政府参考人に基本的質疑を行いました。

（質疑者）赤澤亮正君（自民）、若宮健嗣君（自民）、越智隆雄君（自民）、岩田和親君（自民）、中川郁子君（自民）、赤羽一嘉君（公明）、中野洋昌君（公明）、泉健太君（立憲）、長妻昭君（立憲）、大西健介君（立憲）、石川香織君（立憲）、本庄知史君（立憲）、後藤祐一君（立憲）

（質疑者及び主な質疑事項）

赤澤亮正君（自民）

- （1） 今回の総合経済対策及び補正予算に込めた岸田内閣総理大臣の思い
- （2） 多くの事業者の資金需要に対応する支援の考え方
- （3） 地域公共交通ネットワーク再構築の実現に向けた政府の意気込み
- （4） 国連安保理決議1325号に基づくWPS（女性・平和・安全保障）の取組を踏まえたウクライナ支援の在り方
- （5） 元自衛官の五ノ井里奈さんへの性暴力事案を踏まえ、戦略三文書改定に当たりハラスメント対策を記載する必要性
- （6） 防衛費増額の基本的考え方
- （7） リ・スキリング成功のため、企業の人事制度改革等の見える化の推進及び良質の人への投資を行う企業への支援の必要性

若宮健嗣君（自民）

- （1） 外交関係
 - ア ASEAN関連首脳会議、G20バリ・サミット及びAPEC首脳会議における首脳会談及び二国間会談の成果及び今後の展開
 - イ 経済を切り口とした外交戦略の在り方及び今後の展開
 - ウ 安全保障を切り口とした外交戦略及び政府の取組
- （2） 旧統一教会関係
 - ア 同教会の問題に対する政府の取組方針
 - イ 消費者契約法等改正案及び被害者救済に係る新法案の趣旨
 - ウ 上記改正案及び新法案におけるいわゆるマインドコントロールへの対応及び家族の救済への対応方針
 - エ 新法成立も含めた同教会の問題に対する取組への岸田内閣総理大臣の意気込み

越智隆雄君（自民）

- （1） 新しい資本主義
 - ア 我が国の長期ビジョンを掲げて挑戦することの重要性及び新しい資本主義実現に向けた岸田内閣総理大臣の決意
 - イ 新しい資本主義の基本的な考え方、特に成長と分配の好循環についての岸田内閣総理大臣の見解

ウ 労働市場改革及び資産形成改革が実現した社会の姿及びその目標観についての後藤厚生労働大臣の見解

(2) 財政秩序

ア 政府債務残高の対GDP比が世界最悪である我が国の国債発行及び財政の状況に関する鈴木財務大臣の認識

イ 今回の補正予算は物価高騰やウクライナ情勢などの不測の事態へ対応する異例なものであり、基本的には財政健全化目標達成に取り組むことについての岸田内閣総理大臣の決意

岩田和親君（自民）

(1) 新型コロナウイルス感染症の経口薬「ゾコーバ」の特徴及び普及見通し

(2) GX実行会議での議論を踏まえた今後の原発再稼働についての岸田内閣総理大臣の見解

(3) モビリティ産業の重要性及び成長に向けた今後の戦略

(4) インボイス制度導入に向けての事業者側の準備状況についての政府の認識及び周知等混乱を引き起こさないための対策

(5) 半導体分野に大きな予算を充て支援する理由及び経済安全保障上等の課題並びに基金化して支援するメリット

中川郁子君（自民）

(1) 経済再生の鍵は地方創生でありその鍵は女性活躍であるとの考え方及びふるさと納税の重要性に対する岸田総理大臣の認識

(2) 出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援）

ア 支援の概要

イ 地方の創意工夫が生かされる仕組みづくりの必要性

(3) 生乳の需給改善対策

ア 生乳の需給安定に向けた国による積極的関与の必要性

イ 生産コスト高騰を踏まえ加工原料乳生産者補助金単価及び乳価が適切な価格に引き上げられる環境を整備する必要性

(4) 自然災害を踏まえた公共事業における十分な予算措置の必要性

(5) 2024年問題を踏まえた建設業における担い手確保に向けた取組

赤羽一嘉君（公明）

(1) 岸田内閣の基本姿勢

(2) 人への投資という観点からの教育や雇用の在り方についての岸田内閣総理大臣の見解

(3) 電気・ガス料金支援

ア LPガスを利用している地域への支援についての岸田内閣総理大臣の見解

イ 新電力が供給できないため契約を打ち切られた幼稚園や保育園、介護施設といった事業所に対して特段の措置を講じる必要性についての岸田内閣総理大臣の見解

(4) GX（グリーン・トランスフォーメーション）

ア 既存住宅の断熱改修や断熱ガラス、給湯器の改修といった住宅の省エネ化支援への取組

イ 再生可能エネルギーに関する閣僚会議を設置して取り組むべきとの意見に対する岸田内閣総理大臣の見解

(5) 観光立国の推進

ア 観光立国政策を掲げる目的

イ 全国旅行支援事業の再開にあたり、その改善についての斉藤国土交通大臣の決意

中野洋昌君（公明）

- (1) 出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援）
 - ア 伴走型相談支援を制度の中核に位置づけた意義
 - イ 想定している経済的支援の内容及び支給方法の在り方
- (2) 子育て支援
 - ア 総合経済対策で出された事業を継続して取り組むことについての確認
 - イ 体系的な子育て政策の充実及び安心して子供を産み育てられる社会の実現についての岸田内閣総理大臣の決意

泉健太君（立憲）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチンの副反応の情報公開並びに感染症法上の位置づけを検討し措置を講ずるとした感染症法改正についての岸田内閣総理大臣の見解
- (2) 物価高を克服する方策
- (3) 価格転嫁、世界市場の獲得及び所得の再分配についての岸田内閣総理大臣の見解
- (4) 令和4年度第2次補正予算について
 - ア 編成過程において規模が29兆円に膨らんだ理由
 - イ 急遽、4.7兆円もの予備費の積み増しが行われた理由
 - ウ 相当の残高を有し、使用実績の乏しい基金への積み増しの理由
 - エ 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費とウクライナ情勢経済緊急対応予備費との相違点及び基金の本年度末までの使用額の見込み
 - オ 物価高の局面において、低所得者及び子育て世帯に対して給付を行う必要性
- (5) 消費税増税及び走行距離課税の導入についての岸田内閣総理大臣の見解
- (6) 核軍縮に向けて核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の前倒し開催についての岸田内閣総理大臣の見解
- (7) 旧統一教会の被害者救済のための立法に向け被害者が救済され、納得できる内容の法律とする必要性

長妻昭君（立憲）

旧統一教会被害者救済法案（政府案）関係

- ア 全国霊感商法対策弁護士連絡会の「政府案に対する声明（2022年11月21日）」の中で、政府案が被害者救済のためにはほとんど役に立たないとされていることについての岸田内閣総理大臣の認識
- イ 被害者弁護団の意見を取り入れた更に踏み込んだ条文に仕上げる必要性についての岸田内閣総理大臣の覚悟
- ウ 全国霊感商法対策弁護士連絡会所属弁護士の当委員会における参考人招致が認められなかったことについての岸田内閣総理大臣の見解
- エ 政府案の条文化の際に被害者弁護団と協議する必要性
- オ 「困惑せず」行う献金を取り締まることの可否
- カ 「困惑せず」行う献金規制の問題を決着させるべく岸田内閣総理大臣が政府案に更に踏み込む必要性
- キ 岸田内閣総理大臣が政府案の策定を宣言した際に意図していた法の趣旨
- ク 禁止行為の一類型にある「当該不利益を回避するためには寄附をすることが必要不可欠であるこ

- とを告げる」が厳格すぎるため見直す必要性
- ケ 寄付の取消権行使の対象となる家族及び取り戻し金の範囲を広げる必要性
 - コ 「困惑」及び「必要不可欠」の要件を改善することについて岸田内閣総理大臣の見解
 - サ 実効性のある法案作成に向けた岸田内閣総理大臣の決意

大西健介君（立憲）

- (1) 森友学園をめぐる公文書改ざん問題の民事裁判で、佐川元財務省理財局長の損害賠償責任を認めなかった大阪地裁判決についての政府の受け止め
- (2) 大型の財政支出が物価上昇を招くのではないかと懸念についての岸田内閣総理大臣の見解
- (3) 国の借金への対応のために、中長期的に国民の負担増や社会保障の切下げが行われるのではないかと懸念についての岸田内閣総理大臣の見解
- (4) 秋葉国務大臣の政治資金
 - ア 政治資金収支報告書に記載の事務所費 36 万円が実際に支払われていることの確認
 - イ 事務所費の領収書を本委員会に提出することの可否
 - ウ 政治資金を親族に還流しているとの指摘についての秋葉国務大臣の見解
- (5) 秋葉国務大臣の選挙運動
 - ア 公職選挙法において、候補者の選挙運動に従事する届出を行った者以外に報酬を支払うことが認められていないことの確認
 - イ 選挙運動費用収支報告書に記載の人物が秋葉国務大臣の公設秘書であることの確認
 - ウ 現在の公設秘書が報酬を受け取って選挙活動を行ったことが運動員買収にあたる可能性
 - エ 車上運動員の活動記録を本委員会に提出することの可否
 - オ 岸田内閣総理大臣が秘書に対して車上運動員として報酬を支払ったことがあるかについての事実確認
 - カ 秘書が車上運動員として活動した日は、秘書としての選挙運動を行っていないことの確認
 - キ 公職選挙法上、候補者本人の氏名が記載されたたすきを第三者が使用することが禁止されていることの確認
 - ク 秋葉国務大臣の氏名が入ったたすきを本人以外が使用している写真についての事実確認
 - ケ 氏名の入ったたすきを本人以外が使用した事実の認識及び他の使用者がいないことの確認
 - コ たすきの使用に関する一連の手法についての秋葉国務大臣の見解
- (6) 秋葉国務大臣を辞任させるべきとの意見についての岸田内閣総理大臣の見解

石川香織君（立憲）

- (1) 肥料価格高騰対策事業
 - ア 補填額を算定する計算式の確認
 - イ 価格上昇分の7割を補填するという表現の妥当性についての岸田内閣総理大臣の見解
 - ウ 今後の肥料供給の見通し
- (2) 酪農
 - ア 経産牛の早期リタイアに奨励金を交付する事業についての野村農林水産大臣の評価
 - イ 増産や大規模化を推進してきたこれまでの自由民主党の農業政策は方向性が間違っていたのではないかと意見についての野村農林水産大臣の見解
 - ウ 乳製品のカレントアクセス
 - a カレントアクセスによる輸入義務の有無
 - b 輸入枠数量を全量輸入することの妥当性についての岸田内閣総理大臣の見解
- (3) 脱脂粉乳の海外食糧支援への活用についての野村農林水産大臣の見解

- (4) てん菜糖の交付金対象数量の見直しについての岸田内閣総理大臣の見解
- (5) 物流業界のいわゆる 2024 年問題について、業種や地域による個別のルールを設ける必要性

本庄知史君（立憲）

- (1) 令和 4 年度第 2 次補正予算案について、官邸や財務省における協議・検討の記録及び規模が 29 兆円となった経緯が分かる文書を当委員会に示す必要性
- (2) 予備費
 - ア ウクライナ情勢経済緊急対応予備費をこのタイミングで創設する理由
 - イ ウクライナ情勢経済緊急対応予備費を使用する事態の想定とその使途
 - ウ 当初予算額 5 兆円に対し、今回 4 か月分で 6 兆円の予備費を措置する理由
- (3) 危機感と称して過大な予算を積み上げているとの指摘に対する岸田内閣総理大臣の見解
- (4) 基金
 - ア 複数年度事業、補正予算の緊要性要件及び年度内の支出可能性から、翌年度予算に計上してもよいのではないかと意見に対する岸田内閣総理大臣の見解
 - イ スケジュール上支出が来年度以降の安定供給確保支援基金を令和 5 年度予算に計上しない理由
 - ウ 令和 3 年度補正予算で措置された経済産業省所管の基金の年度内支出額の少なさは、補正予算の緊要性要件を満たしていないからではないかと意見に対する岸田内閣総理大臣の見解
 - エ 令和 5 年度予算概算要求が行われている基金に巨額の補正予算を措置することについての岸田内閣総理大臣の見解
 - オ 支出ゼロの基金への補正予算措置の必要性への疑義
- (5) 健康保険証を例外なく廃止するとの方向性を政府が決定するに至った経緯

後藤祐一君（立憲）

- (1) 介護・保育事業者に対する物価高騰対策
 - ア 本補正予算における介護・保育事業者への物価高騰対策の内容
 - イ 全国の介護・保育事業者が対象となる支援を本補正予算で実施する必要性
 - ウ 本補正予算における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の拡充の有無
- (2) 秋葉国務大臣と旧統一教会の関係
 - ア 秋葉国務大臣が代表を務める自由民主党宮城県第二選挙区支部が 2021 年 7 月に「世界平和連合宮城県連合会」に会費として 2 万 4 千円を支出していたことの確認
 - イ 上記アと自民党が実施した党所属議員と旧統一教会との関係調査の結果との整合性
 - ウ 上記アに関する領収書の有無及び予算委員会理事会への提出の可否
 - エ 復興大臣就任記者会見における秋葉国務大臣の旧統一教会関係団体への会費支払いや選挙応援は一切ない旨の発言の事実確認
 - オ 旧統一教会に関する大臣就任時の秋葉国務大臣の説明についての岸田内閣総理大臣の見解
 - カ 旧統一教会関連団体主催の会合への出席及び挨拶の有無
 - キ 宮城県多賀城市における旧統一教会関連団体の会合で挨拶したことの確認及びその記録の有無
 - ク 秋葉国務大臣の事務所における記録保存の運用方針の確認
 - ケ 秋葉国務大臣と旧統一教会元仙台教会長との関係
 - a 元仙台教会長との面会回数等の確認
 - b 元仙台教会長との電話通話の有無
 - c 上記 b について予算委員会理事会への報告の可否
- (3) 秋葉国務大臣の昨年の衆院選における選挙運動費用
 - ア 現在の公設第二秘書が 2021 年 10 月 25 日に選挙運動を行っていたことの確認

- イ 現在の公設第一及び第二秘書が車上運動員であった日に一切の選挙運動をしていないことの確認
- ウ 同秘書が車上運動員であった日に支援者に電話をしていないことの確認
- エ 車上運動員である同秘書に電話がかかってきた際の対応
- オ 同秘書が車上運動員であった日に電話対応をしていないことの確認及び予算委員会理事会への報告の可否
- カ 車上運動員であった日の同秘書の選挙運動の有無について、予算委員会理事会への報告の可否
- キ 選挙期間中にポスティングによって配布したビラの内容及び予算委員会理事会への提出の可否
- (4) 上記(2)及び(3)についての秋葉国務大臣の説明責任
 - ア 旧統一教会との関係を巡り、岸田内閣総理大臣が『記憶にない』ではダメです。記憶にないのなら関係者に聞き取って答えられるようにしてください』と山際国務大臣(当時)に指示したことの確認
 - イ 秋葉国務大臣の説明についての岸田内閣総理大臣の所見
 - ウ 秋葉国務大臣が説明責任を果たすことを岸田内閣総理大臣が約束する必要性
 - エ 秋葉国務大臣を更迭する必要性についての岸田内閣総理大臣の所見